BA大阪
BA おおさか NEWS

年６回発行　定価１部 50 円
発行所
大阪府美容生活衛生同業組合
ＢＡおおさかＮＥＷＳ
〒542-0082 大阪市中央区島之内1丁目21-13
電話　06-6245-2612 番
FAX　06-6245-2616 番
Mail　info@ba-osaka.com
発行人・大井　孝　編集人・井口　康哲
（組合員の購買料は会員の賦課金に含まれます）

「令和2事業年度通常総代会」書面総代会で開催

令和2年5月25日(月)大阪府美容会館において令和2事業年度書面決議総代会が開催されました。
今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年の総代会の形式ではなく事前に総代様へ総代会資料・書面決議書・質問書をお送りし、書面決議書をご返送頂き当日に出席可能な総代様にご参加を頂くという形で開催致しました。

定刻午後1時に三枝専務理事の司会進行にて総代会が開始いたしました。大井孝理事長からあいさつが述べられ、引き続き組合顧問弁護士堺筋北浜法律事務所・正木隆造様、顧問税理士税理士法人りとく・吉田祐介様のご紹介と続きました。

その後昨年度、議長団に選出された岩本先生・加賀城先生がご逝去された事に伴い、新たに2名の議長団を選出する事を議場に諮りご承認頂いたところで、坂本総代・隈部総代・赤瀬総代が議長団として選出されました。

議長団代表として坂本議長より挨拶が述べられ、事務局神谷の書記任命が告げられました。

森田監事より総代会資格審査報告がなされ、坂本議長より総代会成立宣言報告書が読みあげられました。審議に先立ち昨年度中にご逝去された組合員の皆様に黙祷が捧げられた後、出席頂いた総代6名様の賛否と提出頂いている書面決議書により、全議案について審議を頂きました。

議案ごとに、執行部からの議案上程がなされ、質疑応答後、採決という流れで全議案審議が進められました。

全議案に対し、書面での決議権行使を頂いた総代様の賛成数と、当日ご出席頂いた総代様の賛成数を合計し、賛成多数により全議案が承認可決されました。

坂本議長、隈部副議長、赤瀬副議長に慎重なる審議進行を頂き、総代会は無事終了いたしました。最後に三枝専務理事の終了宣言により14：40に総代会は終了いたしました。

大井孝理事長

総代会開催においても、想定外の状況の中、厚生労働省ならびに大阪府にご指導を賜り総代様のご協力により、実施する事ができました。ここに総代会の終了報告ならびに御礼を申し上げます。

◆◆◆

5月25日現在で、大阪府も緊急事態宣言解除がなされ、新生活様式による日常が戻りつあるように思われます。

しかしながら、令和2事業年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のために組合事業運営が予定通りに実施されない事が多々あるかと存じますが、なにとぞ組合員皆様のご理解ご協力を賜り、少しずつでも前進できるよう執行部はじめ役員一同努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

総代会議案概要

＊令和２事業年度通常総代会議案

第１号議案～第14号議案　全議案承認可決

議案内容：組合本部、美容会館、大美互助会
事業報告・収支決算書・貸借対照表・事業計画案
収支予算書案・組合費の賦課額・災害積立金
役員選任規程・支部組織運営規約の一部変更　等

＊大美生火災共済会議案

第１号議案～第４号議案　全議案承認可決

議案内容：事業報告・収支決算書・貸借対照表・収支予算書・会費の額　等

＊大阪府美容政治連盟議案

第1号議案～第3号議案　全議案承認可決

議案内容：事業報告・収支決算書・貸借対照表・会費の額　等

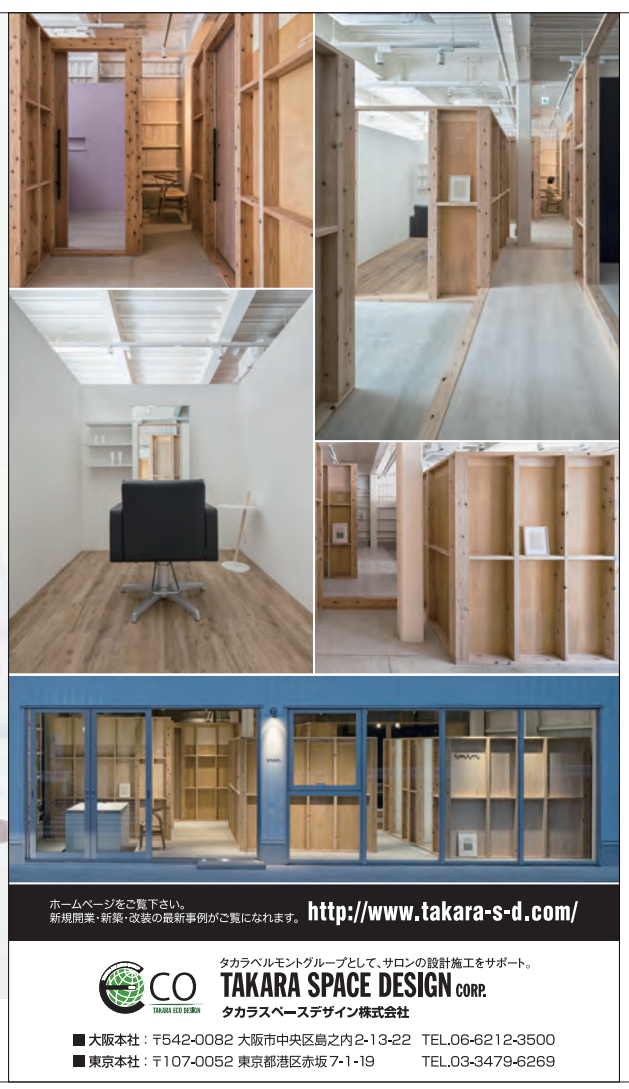

生活を支えるための支援のご案内

厚生労働省

※令和２年５月１日時点

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● 特別定額給付金

基準日（令和２年４月27日）に住民基本台帳に記録されている方に対し、１人当たり10万円の給付を行います。
※申請期限は、申請受付開始日から３か月以内

● 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

● 持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

● 実質無利子・無担保融資（事業資金）

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無担保・無利子で融資を行います。

● 社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

● 住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

● 生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

● 生活保護

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業４日目以降の所得保障を行います。

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の６割以上）を支払う必要があります。

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

上記内容の詳細については
厚生労働省 HP をご覧ください。

厚労省　生活を支える　検　索

スマホのカメラなどで読み込むと該当するサイトにジャンプします

～新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に注意！！～

特別定額給付金（10万円）の給付申請を装った詐欺

給付金を支払う内容の不審なメール

美容室にはコロナウイルス感染症対策のために○○を設置しないといけなくなりました

コロナウイルス感染予防のために、水道修理が必要です

等々

**詐欺は多様な方法で接触をしてきます。
即座に対応せず、一度電話をきる、
メールをすぐ返信しない等
落ち着いて対処しましょう。
不審点があれば家族や友人に相談しましょう。**

組合賦課金等
４月～12月までの９ケ月免除を決定

コロナウイルス感染症拡大により消費者の日常も変わり、美容業も大きな打撃を受けることとなりました。

その中で組合が今出来得る事として、**「組合費を12月までの９ケ月間免除する」**と４月27日の理事会にて決定致しました。

わずかな金額ではございますが、皆様の負担が少しでも軽くなるための一助となれば幸いです。大阪府もまだまだ不安定な状況でありますが、休業要請の一部解除や経済活動の再開等、少しずつですが明るい兆しが見えてきています。

各サロンにおかれましても、**４面に掲載しております「美容業における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」**をご覧頂き、安全・安心なサービスをお客様に提供して頂きますようお願いいたします。

大阪府休業要請外支援金
申請に関するお知らせ

5月28日付で組合より全組合員様へお知らせをしておりますが休業要請外支援金の支給対象要件に該当する場合は、申請が可能ですので期日までに手続きをお済ませください。

申請期日は６月30日（当日消印有効）となっておりますのでご注意ください。

＊支給額

＜中小企業その他の法人＞

府内に２以上の事業所がある場合	100万円
１事業所の場合	50万円

＜個人事業主＞

府内に２以上の事業所がある場合	50万円
１事業所の場合	25万円

＊対象要件

1.令和2年3月31日時点で、大阪府内に事業所を有していること
2.令和2年4月又は4月・5月の平均の売上が前年同期間比で50％以上減少していること
3.休業要請支援金の受給対象でないこと

理事会報告

●令和２年度　第１回理事会　　開催日　令和２年４月27日(月)

＜緊急議案＞

1.　コロナウイルス感染症拡大に伴う組合費免除について
2.　令和２年度第２回理事会（６月）実施有無について

＜1.決議事項＞

第１号議案　令和２事業年度大阪府美容生活衛生同業組合収支予算（案）について議決を求める件
第２号議案　平成31・令和元年事業年度大阪府美容生活衛生同業組合貸借対照表(美容会館含む)、財産目録（美容会館含む）、収支決算書並びに剰余金の処分(案)について議決を求める件
第３号議案　平成31・令和元年事業年度大阪府美容会館収支決算書について議決を求める件
第４号議案　平成31・令和元年事業年度大美互助会事業報告並びに貸借対照表.・収支決算書について議決を求める件
第５号議案　平成31・令和元年事業年度大美生火災共済会事業報告並びに貸借対照表・収支決算書について議決を求める件
第６号議案　平成31･令和元年事業年度事業報告について議決を求める件

＜2.協議承認事項＞

2-1　令和2事業年度通常総代会運営方法について承認を求める件
2-2　キャリアマップ（美容学校生求人システム）申込募集について

＜3.報告事項＞

3-1　組合員訃報について
3-2　支部長交代について
3-3　第59回大阪府美容技術選手権大会中止ならびに第48回全日本美容技術選手権大会中止について
3-4　全美連着付師社内検定中止について
3-5　標準営業約款（Sマーク）８月再登録ならびに新規登録募集について
3-6　全美連「総合福祉共済制度」加入増強キャンペーン実施ならびに奨励金について
3-7　令和元年度組合加入促進キャンペーン結果報告について

組合新規加入促進にご協力をお願いします！

新しい仲間が増えました！

2020年４月１日～５月31日

支部	オーナー	サロン名
淀　川	彌永 妙子	Le.Beau.Coeur
大　正	上田 絹子	ビューティウエダ
住　吉	中西 久味	le'mitte
阿倍野	戸田 晃一	Hair Make rise
岸和田	堀田 眞佐美	sowaca
泉佐野	馬戸 寛之	hair&spa facegym H・U
枚　方	谷知 正信	HAIR SALON Un-reve
枚　方	山根 八千代	(未定)
豊　中	松本 龍	O１６

組合加入メリット

- 賠償保険等の各種保険、共済制度
- 日本政策金融公庫の有利な融資制度
- 衛生講習会等無料講習会への参加

等

支部だより
池田支部の組織活動取組みについて

池田支部ではこの度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、複数サロンから「組合脱退」のお申し出がありました。

組織拡大が言われている中で、複数のサロンが万が一脱退してしまえば、他の組合員へも波及していく事が懸念されました。

池田支部としまして、ラインで役員間の連絡を取り、緊急で何か対策をとらなければいけないと思い検討をいたしました。

今回、組合本部からは4月～12月までの9ケ月間の本部賦課金等が免除されるという通知があり、池田支部もそれにあわせて5月～1月までの支部組合費を免除するという事、あわせて各サロンへの見舞金をお渡しする事も役員会で決定いたしました。こういう緊急事態での組合員相互扶助の精神により、お互いに声を掛け合う事ができました。

お蔭様で脱退申し出をされていたサロンも継続して頂けるようになり、役員一同安堵致しました。現在、新規加入を増やす事はなかなか困難でありますが、脱退者を止めるという形で組織を維持していく重要性、またそこから先に新規加入を増やしていくという流れに繋げていけるように、今後も池田支部は取り組んでいきたいと思っております。

池田支部
支部長　和田悦子

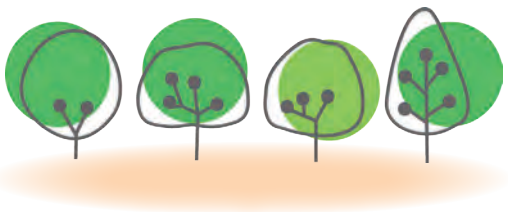

■訃　報■

岡田　諭之助様	R２年４月14日逝去
南大阪丸善美容院	藤井寺支部
枝村　弘様	R２年４月20日逝去
ラブ美容室	堺支部
文元　清子様	R２年４月25日逝去
brillante	布施支部

ご冥福を心よりお祈り申し上げます

WORLD BIYO CORPORATION

私たちのサロンサポートは
サロン様とのコミュニケーションが
原点であると考えています。

Maker

ルベル
ビトレティカ（トータルヘアケア）サロン直送
ポールミッチェル
TBM
ベーアッシュ（弱酸性スパウエーブ）
アリミノ
ロレアルプロフェッショナル
ナプラ
資生堂プロフェッショナル
ホーユー
ニューウェイジャパン
メロスコスメティックス
日本グランデックス
フーチェ（頭皮改善育毛システム）
美楽心 ムクエ（ヘアケア）サロン直送
キンバト（GMTストレート・ウェーブ）
ヘレンシュワード（オーガニックヘアケア）
エルコス
シュウウエムラ化粧品
アレクサンドル ドゥ パリ
ウトワ（OV&ML化粧品）
グレースラボ（基礎化粧品）
ベベブー（ベビー用トータルコスメ）
イムダイン（こだわりのサプリメント）
エステシモ（スキンケア&ヘッドスパ）サロン直送
ティアイエヌエス ネイル
バイオスカルプチュアジェル
CNDクリエイティブ
イブテイラー（アロマセラピー）
フォンテーヌ
三資堂製薬
オレンジペコシリーズ
ソティスジャパン
ジーアイデザインファクト
タカラスペースデザイン
タカラベルモント

Sales area
新潟 鳥取 京都 滋賀 山口 福岡 兵庫 大阪 岡山 奈良 三重 和歌山 台湾

● 理美容室専門の頭髪化粧品
● スキンケア&メイクアップ化粧品
● スパ&エステ化粧品
● 一般美容材料及び美容機具
● サロン店舗設計のプランニング

BEAUTY PIONEER
株式会社ワールド美容
〒558-0011 大阪市住吉区苅田9-4-17
PHONE：06-6696-5261(代)
テクニカルスタジオ　〒542-0081 大阪市中央区南船場2-4-20
www.world-biyou.co.jp

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和２年５月 29 日策定
全日本美容業生活衛生同業組合連合会

１．本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年５月４日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

２．感染防止のための基本的な考え方

開設者及び管理美容師は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底し、家族や身近な人を守り、顧客の安全を守ることを旨とする。

３．開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

（１）リスク評価

開設者及び管理美容師は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する器具や、顧客も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（受付テーブル、美容椅子、ドライヤー等の美容器具、美容用剤、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状況を判断して、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか等を評価する。

（２）施設内の各所における対応策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- 人との接触を避け、対人距離を確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、できるだけ２m を目安に（最低１m）確保するように努める）。
- 感染防止のための来店者の整理（密にならないよう、来店者数の調整及び美容椅子の間隔に配慮。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限を含む）
- 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行。
- マスク等の着用（従業員及び顧客に対する配慮）
- 施設の換気（２つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施する。
- 共用物品は最小限とする。
- 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行う。

②症状のある方の来店制限等

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある人の予約又は来店をご遠慮いただくことは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。このため、予約時及び来店時に問診を行うこととし、店側の対応等を説明し、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくことも考えられる。
- 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- 施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促す（例えば、耳掛け紐にラップを巻く等、水濡れ防止策を施し顧客の不快感の軽減に配慮）。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿は３週間以上適正に管理することが重要である。

③施術中

- 使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、できるだけ２m を目安に（最低１m）確保するように努める）、顧客を案内する際に密にならないようご案内する等の対応を行うこと。
- 従業員は常にマスクを着用すること。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めること。
- 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を着用すること。

④トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤー（手を乾かすための物）は止め、タオルの共有は禁止する。

⑤従業員の休憩室及び顧客の待合室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- 一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する（できるだけ２m を目安に（最低１m）確保するように努める）。また、対面で飲食や会話をしないようにする。
- 休憩室及び使用する際の待合室は、常時換気することに努める。
- 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、定期的に清拭消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑥ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑦清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- 高頻度接触箇所を随時清拭消毒する。
- タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和 56 年６月１日環指第 95 号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。

⑧その他

- 本ガイドラインに記載がない部分については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- 特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、予約時又は来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらう。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

（３）従業員の感染予防のための管理

- 従業員は常に爪を短く切り、客１人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- マスク着用等の咳エチケットの徹底を図る。
- 必要に応じて手袋等を着用する。
- 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し、出勤しないことを求める。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師等に報告することを徹底する。報告を受けた開設者及び管理美容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。
- これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理美容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底する。
- 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす 10 のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知すること。